

よくあるご質問（補助事業全般・共通）

| | 質問 | 回答 |
|-------------|---|--|
| 申請書の様式について | | |
| 1 | 応募申請の様式は決まっていますか。 | 応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳【様式3】は、必ず所定の様式(Excel形式)を使用してください。様式は各事業ごとに使用する様式が異なりますので注意してください。 (1)地域再エネ水素ステーション導入事業 様式1-1、様式2-1、様式3-1 (2)水素ステーション保守点検支援事業 様式1-2、様式2-2、様式3-2 (3)産業車両等における燃料電池化促進事業 様式1-3、様式2-3、様式3-3, 3-4, 3-5 |
| 申請者・担当者について | | |
| 2 | 様式1 応募申請書及び様式2 実施計画書の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。 | 代表取締役社長等、法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。※様式1の当該欄は、様式2で入力いただいたデータが転記されますので、実際の入力は様式2で行っていただくこととなります。 |
| 3 | 様式2 実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。 | 補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。 |
| 4 | 「暴力団排除に関する誓約事項」の申請者は、事業実施計画書様式2の「事業実施の代表者」と同じ者とする必要があるのでしょうか。 | 申請者と代表者は同じとしてください。 |
| 5 | 「暴力団排除に関する誓約事項」については、共同事業者についても提出が必要ですか。 | 共同事業者も提出してください。 |
| 事業期間について | | |
| 6 | 補助事業の実施報告は、いつまでに何を協会に報告すればよいですか。 | 2020年2月28日までに補助事業者による検収が完了し、かつ支払いを完了していただく必要があります。(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時(2020年3月上旬)までに領収書を協会に提出いただきます。) |
| 7 | 複数年での申請は可能ですか。 | 複数年での申請はできません。単年度で完了できる事業としてください。 |

| | 質問 | 回答 |
|--------------------|--|---|
| 共同申請について | | |
| 8 | 共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。 | 補助事業によって財産を取得する者が代表事業者となります。ファイナンスリースを利用し申請する場合は、リース事業者を代表事業者とします。 |
| 補助事業で導入した財産の処分について | | |
| 9 | 補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。 | 補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。 |
| 補助対象経費について | | |
| 10 | 補助対象経費とは何を指しますか。 | 補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り、各事業の補助対象経費の区分・費目は、公募要領 p.21～26「別表第1」、「別表第2」及び「別表第3」を確認してください。 |
| 11 | 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。 | 補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・本事業への応募・申請等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 ・導入効果の観測記録のための機器等 ・補助時による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレートの作成及び貼り付けの費用等 ・消費税も原則対象外です。(詳細は問29をご覧ください。) |
| 12 | 採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。 | 採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。 |
| 補助事業における発注について | | |
| 13 | 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。 | 問題ありません。 |
| 14 | 請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。 | 交付決定日以降に行ってください。※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。 |
| 15 | 交付決定前に既に請負業者等と契約している場合、補助対象となりますか。 | 補助金の交付決定の前において契約等を行った経費については、補助対象とはなりません。 |
| 16 | 請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。 | 競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。 |

| | 質問 | 回答 |
|----------------|--|---|
| 17 | 入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。 | 問題ありません。 |
| 18 | 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。 | 補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。 |
| 19 | 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。 | 別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。 |
| 応募申請時の提出書類について | | |
| 20 | 応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。 | 応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。 |
| 21 | 応募申請書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、都道府県、市町村、地方公共団体が申請者の場合は添付が必要ですか。 | パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算書等、予算措置がわかる資料を提出してください。応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合(補正予算による場合等)は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。 |
| 22 | 各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 23 | 弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。 | グループ全体ではなく、補助事業者の貸借対照表・損益計算書をご提出ください。 |
| 24 | 定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。 | 不要です。 |
| 25 | 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。 | 審査を公平に行うため、個別の事業に係る相談は受け付けておりません。 |
| 申請の辞退等 | | |
| 26 | 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。 | 採択前の辞退は可能です。応募申請取り下げの手続きを取ってください。採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後に、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。 |
| 圧縮記帳 | | |
| 27 | 圧縮記帳は適用可能ですか。 | 適用可能です。ただし、「事務費」については、適用されません。圧縮記帳を適用するに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。 |

| | 質問 | 回答 |
|-----------------|--|--|
| 他の補助金との併用 | | |
| 28 | 他の補助金と併用は可能ですか。 | <p>国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかみの受給となります。</p> <p>地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。</p> <p>ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。</p> <p>なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。</p> <p>以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。</p> |
| 消費税 | | |
| 29 | 消費税は補助対象となりますか。 | <p>消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。①消費税法における納税義務者とならない補助事業者②免税事業者である補助事業者③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者</p> <p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告して下さい。</p> |
| J-クレジットへの申請について | | |
| 30 | 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能でしょうか？ | <p>交付規程第8条第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けることまたこれを運用することはできません。</p> |
| 事業報告書 | | |
| 31 | 補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO ₂ 削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。 | <p>事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくこととなります。また、今後の対策を提示いただくこともあります。</p> |
| 32 | 事業報告書において、実績報告書に記載したCO ₂ 削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。 | <p>CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還が発生する可能性があります。</p> |

よくあるご質問 (①地域再エネ水素ステーション導入事業)

| | 質問 | 回答 |
|------------|--|--|
| 導入設備等について | | |
| 1 | 再エネ水素ステーションの法定耐用年数は定められていますか。 | 基本は8年としてください。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間となります。) |
| 2 | 交付規程でいう細部の変更とは、どの程度の変更を言うのですか。 | 交付申請書の実施計画書に記載されている事項から変更になる場合は、いかなる内容であっても協会に事前に相談ください。細部の変更かどうかは、協会で判断します。勝手に判断しないでください。 |
| 補助対象経費について | | |
| 3 | 補助対象となるものについて具体的に教えてください。 | 基本的には以下のとおりですが、詳細につきましてはお問い合わせください。 ○補助対象となるもの ・舗装(アスファルト等) ・ライン引き(駐車位置等を表す白線) ・柵、ゲート(敷地境界に設置するもの及び施設用地内に設置するもの) ・看板及びこれを照らす照明等 ○補助対象とならないもの ・土地取得、土地借用料 ・地盤改良のための費用 ・管理室(建築物)・防犯カメラ等 |
| 4 | 「当該地域に商用の水素ステーションがあること」の条件の記載がありますが、特定の距離などの条件はありますか？また水素エネルギー活用ビジョンについては、企業・民間による場合でも条件を満足するのでしょうか。 | 距離について、定めた基準の距離はありませんが、燃料としてより容易に補給できる条件となる距離を優先します。また、ビジョンについては、企業レベルでも構いませんが、自治体で定めているビジョンの一部を担うといった事業を優先します。 |
| 5 | 既設の再生可能エネルギー設備からの電力が利用可能な場合、「再生可能エネルギーシステムを交付の対象としない。」との記載がありますが、水素製造設備側への電力供給のための電源接続あるいはそのための改修工事は対象となるのでしょうか。 | 工事費用は対象となります。 |
| 6 | 既存の施設・建物上に再生可能エネルギー設備を設置する場合、既存施設・建物の強度保持のための補強工事は補助の対象となると考えてよろしいでしょうか。 | 既存施設に太陽光発電パネルを設置するなどの補強工事は、補助対象外とします。 |
| 7 | 再生可能エネルギーを貯蔵するための蓄電池は補助対象となるのか。 | 補助対象にはなりません。 |
| 事業期間について | | |
| 8 | 単年度で事業が完了しない場合は、翌年に繰り越しできるでしょうか。 | 基本的には認められません。 |

よくあるご質問 (②水素ステーション保守点検支援事業)

| | 質問 | 回答 |
|------------|----------------------------------|---|
| 補助対象経費について | | |
| 1 | 保守点検支援事業とはどんな事業を示すのでしょうか。 | 再エネ水素ステーションを運営していく上で必要な1年に1回の定期自主検査にかかる費用を支援する事業です。 |
| 2 | 再エネを供給する施設(システム)の保守点検も対象になるのですか。 | 対象となるのは再エネ水素ステーションに係る点検であり、再エネを供給する施設の点検は補助対象外です。 |
| | | |
| | | |
| | | |

よくあるご質問 (③水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業)

| | 質問 | 回答 |
|---------------------|--|--|
| 申請内容等について | | |
| 1 | 対象となる燃料電池産業車両の製造者でも補助申請は可能でしょうか。 | 公募要領 p.8ウ②補助対象事業の補助事業者の要件を満たす場合は対象となります。但し、自社製品を導入する事業の場合、対象設備の原価が補助対象経費となります。 |
| 導入設備等について | | |
| 2 | 燃料の水素を車両に充填するための設備は補助対象になりますか。 | 本事業は燃料電池フォークリフト・バスの導入のみを対象としています。燃料の水素を充填する設備施設は「再エネ水素ステーション導入事業」として申請して下さい。 |
| 3 | 燃料電池フォークリフトのオプションも補助対象となりますか？ | 爪やアタッチメントなど業務上必要であれば補助対象となりますが、詳細についてはお問い合わせください。 |
| 4 | 燃料電池バスのオプションも補助対象となりますか。 | 車両本体価格が補助対象となります。オプション等は補助対象外です。 |
| 5 | 導入予定の燃料電池フォークリフト・バスの、次の諸費用は補助対象となりますか。車庫証明手続き、検査手続き、届出手続きにかかる代行費用、納車費用、自動車損害賠償保険など。 | 対象経費は、燃料電池産業車両の導入に直接必要な経費(設備費)のみとなります。したがって、各種手続き等の諸費用は対象外となります。 |
| 補助対象経費について | | |
| 6 | 産業車両の補助単位は、車両1台に対する補助という理解でよろしいでしょうか。 | 補助の単位は「1台」あたりです。 |
| 7 | 産業車両(フォークリフト・バス)の導入については、完成車両の購入が想定されますが、車両の購入費用は別表第2中の、「区分:工事費、費目:機械器具費」の区分とすべきか「区分:設備費、費目:設備費」のどちらで申請すべきでしょうか。 | 「区分:設備費、費目:設備費」としてください。 |
| 複数箇所で事業を行う場合の申請について | | |
| 8 | 同一の事業を、複数の場所で行う場合の応募申請は、どのように申請すればよいですか。事業所ごとに分けるべきでしょうか。または、まとめた申請は可能ですか。 | 事業者毎に複数の場所での事業をまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。 |

改定履歴

・2019年4月18日 発行